

令和6年度 第1回山形市男女共同参画センター運営委員会

令和6年5月24日（金）14時00分～
男女共同参画センター5階 視聴覚室・研修室2

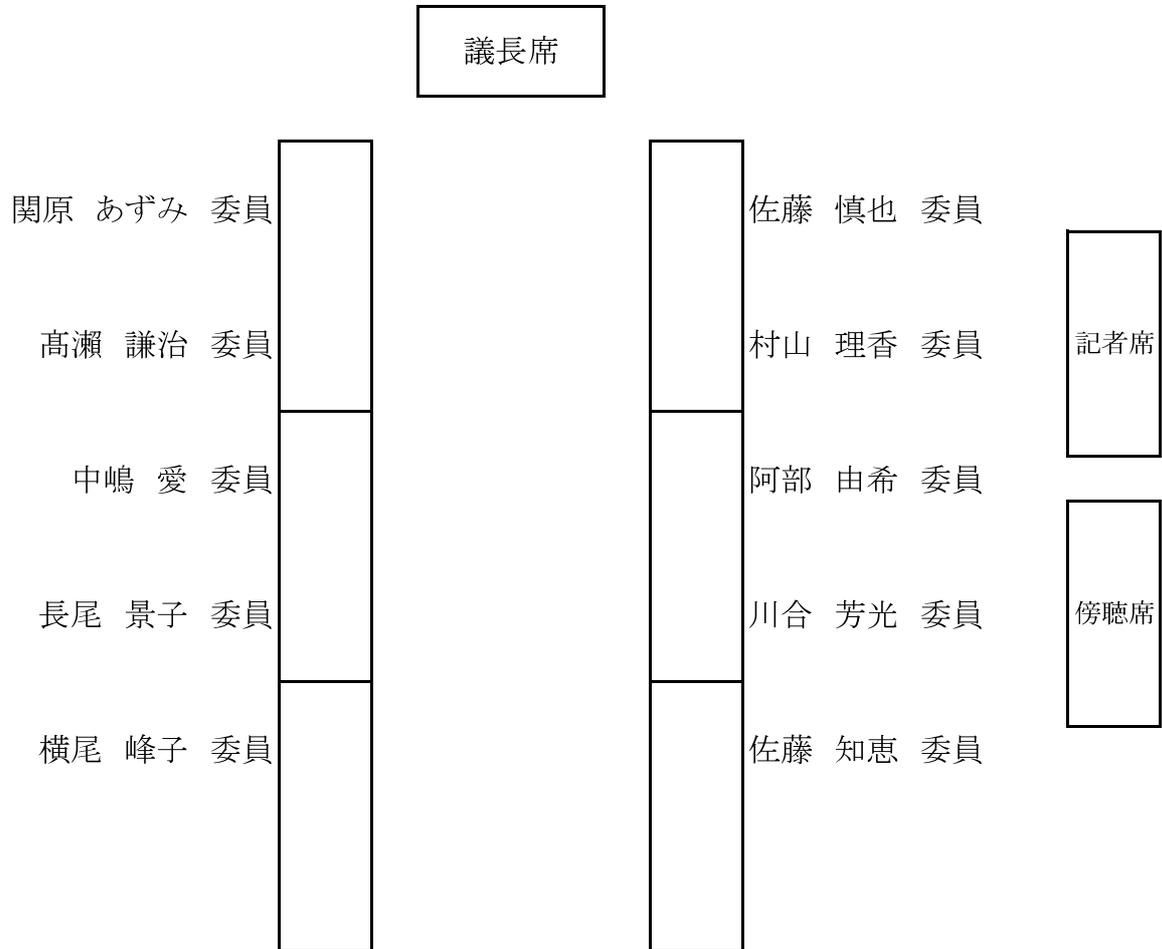
次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 企画調整部長あいさつ
- 4 委員自己紹介・職員紹介
- 5 正・副委員長の選任
- 6 正・副委員長のあいさつ
- 7 議 事
 - (1) 報告
令和5年度事業報告について （別冊「年報ファーラ」及び資料1）
 - (2) 協議
令和6年度事業計画について （資料2、資料3）
- 8 その他
- 9 閉 会

令和6年度 第1回山形市男女共同参画センター運営委員会 席次

日時: 令和6年6月24日(金) 午後2時～午後3時30分

場所: 男女共同参画センター 5階 視聴覚室



→ 出入口

令和6年度山形市男女共同参画センター運営委員会委員名簿

(任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日)

選出分野	フリガナ 氏名	所属等
知識経験 する者	サトウ シンヤ 佐藤 慎也	山形大学教授
	ムラヤマ リカ 村山 理香	山形市小学校長会 (村木沢小学校校長)
各種団体 の代表者等	アベ ユキ 阿部 由希	Women's Campus山形 1期生 ファーラ大学第12期修了生
	イガラシ タケヒロ 五十嵐 健裕	やまがたイグメン共和国 大統領
	カワイ ヨシミツ 川合 芳光	山形商工会議所青年部 理事
	サトウ チエ 佐藤 知恵	ファーラ使用登録団体 (ガールスカウト山形県連盟 山形市協議会 監事)
	セキハラ アズミ 関原 あずみ	Women's Campus山形 2期生
	タカセ ケンジ 高瀬 謙治	社会福祉法人山形市社会福祉協議会 常務理事
	ナカジマ アイ 中嶋 愛	ファーラ使用登録団体 (山形ママコミュニティmama*jam 副代表)
	ナガオ ケイコ 長尾 景子	山形県行政書士会山形支部
	ヨコオ ミネコ 横尾 峰子	山形市女性団体連絡協議会

<令和6年度山形市企画調整部男女共同参画センター職員名簿>

企画調整部長	伊藤 哲雄
企画調整部次長(兼)所長	高橋 真枝
副所長	遠藤 朋宏
参画推進係 係長	板垣 隼人
参画推進係 主査	大石 唯
参画推進係 主査	後藤 優子
運営事務員	山本 まり子
運営事務員	沼沢 理子
運営事務員	笹原 映子
運営事務員	石澤 美佳
運営事務員	河合 路子

公民連携による女性人材育成事業について

～“女性が輝くまち山形”を目指した共同プロジェクト「まち、わたし、きらめく Women's Campus山形」～

○プロジェクトの概要

令和4年度より、資生堂ジャパン(株)からいただいた企業版ふるさと納税と、(株)資生堂がもつ女性活躍支援のノウハウ、および山形市と包括連携協定を締結している(株)ridilover が持つ人材育成のノウハウを活かし、公民連携で女性人材育成事業を実施しています。

この事業は、山形市で生活する女性が抱える悩みや課題を自ら解決することを目指す探求型プログラムを実施することにより、地域で活躍する女性リーダーの育成と若年女性の地元定着を進めるとともに、市内企業による好事例の創出を目的としています。

令和5年度参加者(2期生)は、課題解決型ワークショップに取り組み、令和4年度参加者(1期生)は昨年度得られた成果等をさらに深掘りするなどし、継続して課題解決に取り組んでいます。

1・2期生とともに市内企業における女性活躍のさらなる推進と“女性が輝くまち山形”の実現を目指しております。

○令和5年度事業内容

女性活躍推進トップセミナー
 日時：5月25日(木) 14:00～
 場所：山形テルサ アプローチ
 内容：(株)資生堂 人財本部副CPO 芦田恵美子氏
 東北電化工業(株)代表取締役社長 會津圭一郎氏、
 井上副市長 によるトークセッション など
 参加者：95名(40社・団体)



ワークショップ
 日程：6月～2月(全8回)
 場所：男女共同参画センター・東京都区内
 内容：「企業内における女性活躍の推進」、「若年女性の地元定着」、「企業内のDX推進」をテーマに女性が抱える悩みや課題をグループごと解決に向けて取り組む。
 参加者：市内在住、在勤、在学の女性19名(うち企業派遣13名)



Action Day
 日程：11月～1月
 内容：課題解決に向けた取組の”第一歩”を企画・運営

班	取組テーマ	アクション内容	対象者
1	若年女性の地元定着	女子高校生と山形市内企業の若手社員との交流イベント	女子高校生
2	企業内DXの推進	働きやすい職場環境の構築に向けた企業DX実現に関する意識改革セミナー	市内企業社員
3	女性活躍推進に関すること	男女ともに有意義な育児休業の過ごし方	市内在住の夫婦
4	企業内における女性活躍	アンコンシャス・バイアスを認識した若手・女性社員とのコミュニケーションセミナー	市内企業社員
5	女性活躍推進に関すること	自分を知り、働きやすい・生きやすいを生み出すワークショップ	県内女性

活動発表会
 日時：1月25日(木) 15:00～
 場所：市総合福祉センター 交流ホール
 内容：グループ活動の経緯や成果を発表・共有。得られた学びや課題の再認識
 参加者：67名(26社・団体)



1期生の活動状況

女性活躍・出産育児・子育てなど、これまで取り組んできたテーマに沿って、課題を改めて整理し、企画・実践した。

グループ名	取組テーマ	アクション内容	対象者
orada	女性の地元定着	独身男性向けの内面・外面の魅力アップ講座	県内男性
mohala	働く女性の支援	やりたいことを叶えるための思考整理セミナー	県内女性
こども会議	子どもの居場所づくり	放課後や休みの日に何をしたいかを小学生が自由に考え、対話し、企画・実行するイベント	小学生
こめラボ	食育	食を知り、食を楽しむワークショップ	小学生 コバル来館者

5名が補助講師として、2期生へのアドバイスなどワークショップの運営をサポート

特徴的な内容

- ・ビューティーセッション (資生堂ジャパン提供)
- ・東京スタディトリップ(8月・1泊2日)
訪問先：(株)COE0, 富士通(株), NPO マドレボニータ
講演：(株)WillLab 小安美和氏
- ・市職員との対話




ミートアップ・交流会
 日時：令和6年2月16日(金)
 場所：山形市総合福祉センター 会議研修室 I
 内容：1期生が、昨年度の活動の取組で得た学びを活かしたグループ活動の成果を発表。また、2期生、市民の方との交流の場を設ける。
 参加者：36名



○事業の成果

・女性人材育成事業で指標としている令和5年度における短期成果指標及び評価

指標	実績値	目標値	評価
1 事業への関与企業	97社	100社以上	△
2 参加した企業のうち、この事業をきっかけに働きやすさの取り組みを実施した企業の割合	54%	50%以上	○
3 参加者(2期生)満足度平均【5段階】	4.8	4.0以上	○
4 参加者派遣・Action Day 関与企業へのヒアリング	100%	100%	—

・女性人材育成事業で指標としている令和8年度までの長期成果指標

指標	目標設定時数値	現状値	目標値(令和8年度)	評価
1 市内企業の女性管理職の割合	12.6% R元	直近の調査結果	21%	—
2 県内企業に就職した女子学生の割合	33.7% R元		50%	—
3 県外から市への女性転入者数 —市から県外への女性転出者数	△321人 R2	△572人 R4	0人	↓

・成果

【企業での取組(セミナー参加企業への事後アンケートより)】
 ・社内に Women's Campus に参加した女性社員も含めたワーキンググループを立ち上げ、女性活躍に関する取組を進めていく予定。
 ・女性社員だけの意見交換会を行い、女性の率直な意見を聞く機会を持つことができた。この意見を参考にしていきたい。
 【参加者(事業後アンケートより)】
 ・東京スタディトリップの訪問先と連携して、新規事業を企画している。
 ・Action day がきっかけで資格を取得した。仕事の幅を広げることができている。

・見込まれる成果

・企画・立案・意思決定の段階から女性が関わる企業の増加、地域活動における女性の活躍の場が多くなることにより、多様な価値観や発想を取り入れた開発等や社会の実現につながる。
 ・活躍する女性リーダーの姿がロールモデルとなり、若い世代が山形で活躍していくための目標・手本となる。

○今後の取り組み

- ①取組内容について、市の政策との結びつきを検討する。
- ②1・2期生からより多くのサポートと引き続き多くの企業からの参加、協力をいただきながら、3期生向けのワークショップを進めていく。
- ③参加者の自主的な活動を支援し、市民活動としての女性活躍推進につなげていく。

第 1 号議案 令和 6 年度事業計画について

山形市では、令和 4 年 2 月に「男女共同参画のまち山形」の実現をめざし、第 4 次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」（計画期間：令和 4 年度～令和 8 年度）を策定しました。

男女共同参画センターでは、このプランに基づいて、8 つの事業を展開し、それら事業や活動を通して市民に対し情報の提供を行なうとともに男女共同参画意識の啓発を推進します。

また、男女共同参画のまちづくりに向け自主的に活動する団体グループの活動拠点施設として、団体の育成と相互交流を支援しながら、市民とともに計画を推進します。

なお、山形連携中枢都市圏連携事業により、村山地域の 7 市 7 町による広域活用により圏域全体において、男女共同参画意識の高揚に向けた啓発の充実を図ります。

男女共同参画センターで実施する 8 つの事業

- | | | |
|--------------------|-------------|-----------------|
| 1. 公民連携による女性人材育成事業 | 2. 学習事業 | 3. 男女共同参画宣言都市事業 |
| 4. 広報事業 | 5. 市民活動支援事業 | 6. 相談事業 |
| 7. 情報収集提供事業 | 8. 交流事業 | |

1. 公民連携による女性人材育成事業（資料 3）

企業、地域で活躍する女性リーダーの育成を行い、「女性が輝くまち 山形」の実現に向け、取組を推進します。

「まち、わたし、きらめく Women's Campus 山形」（6 月～2 月 全 8 回予定）

2. 学習事業

各種講座を実施します。なお、必要に応じオンライン講座を実施し、来所が難しい方でも受講できる環境を提供いたします。

また、育児中でも受講しやすいように、希望に応じて臨時託児室を開設いたします。

(1) 自主企画講座

- ・女性学講座（全 1 回予定）
- ・エンパワーメント講座（全 2 回予定）
- ・男女共同参画講座（全 1 回予定）
- ・イクメン・イクジイ講座（全 3 回予定）
- ・育児サークル交流研修会（全 3 回予定）
- ※特定非営利活動法人 やまがた育児サークルランドと共催で実施
- ・DV防止講座（全 1 回予定）
- ・働く女性の講座（全 2 回予定）
- ・女性活躍推進講座（全 1 回予定）
- ・健康講座（全 4 回予定）
- ・男女共同参画週間記念講座（全 1 回）
- ・性の多様性に関する理解促進講座（全 1 回）

(2) 出前講座

- ・小・中学生向け出前講座

市内10小・中学校（第一小・第七小・明治小・滝山小・蔵王第二小・本沢小・第一中・第八中・第九中・金井中）で開催予定

- ・企業・事業所向け出前講座（10事業所で開催予定）

(3) ファーラ市民企画講座

市民との共創の視点で男女共同参画社会づくりを推進するための重要事業と位置付け、引き続きその活動を支援します。

3 男女共同参画宣言都市事業

「男女共同参画週間（6月23日～29日）」関連事業

- ・啓発パネルの展示（道の駅やまがた蔵王樹氷ホール、男女共同参画センター内）
- ・記念講演

- ・女性の権利110番

山形県弁護士会所属の弁護士による面談または電話による相談

女性の抱える問題を法律により解決し、女性の人権を保護することを目的とします。

- ・一行誌募集

日頃感じている男女共同参画の一コマや男女共同参画に対する思いが伝わるもの作品を募集し、優秀な作品に対し表彰を行うとともに広報などを通し啓発を行います。

4 広報事業

情報紙編集協力員と共に、男女共同参画に関する啓発・情報提供、自主企画講座の周知・報告を目的とした男女共同参画情報紙「ファーラ」（年1回）を発行します。また、情報紙「ファーラお知らせ版」の発行のほか、広報やまがたや山形市のホームページ、SNSを活用し、ファーラの各種事業について広報します。

5 市民活動支援事業

(1) 貸館事業

男女共同参画のまちづくりを目指し、自主的に活動する団体へ無料で貸室を行います。

(2) ファーラ市民企画講座（再掲）

6 相談事業

(1) 通年実施

専門の相談員を配置し、きめ細やかな相談事業を展開します。

相談者自らが解決する力を持つことができるよう助言を行うとともに、必要に応じて、更に専門的な相談窓口の情報提供を行います。

相談名	実施日	相談員
一般相談（予約制）	休館日を除く毎日 （9時～19時、曜日により時間帯異なる）	カウンセラー（女性）

法律相談（予約制）	月3回 （第2～4金曜日 午後4時～6時）	山形県弁護士会所属 弁護士
女性の健康相談 （思春期から更年期まで）	随時	助産師

7 情報収集提供事業

図書及び他市等の取組みなどの情報資料を収集し、市民へ提供します。
情報コーナーでは、閲覧の場所を提供し、更に図書等の貸出しも行います。

8 交流事業

市民や小グループが打合せや話し合いの場として、交流コーナーを自由に使用できるよう開放します。

9 その他

（1）小・中学生向け男女共同参画学習資料の配付

小学1年生、4年生、中学1年生を対象に、学習資料「きらりかがやいて」を市内全小・中学校に配付します。

（2）女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）

パープルリボンツリー・DV防止啓発パネルの展示等を実施します。

（3）生理用品の無料配付

経済的な理由などで生理用品の購入が困難な方に、申出により無償で配付します。

（4）連携中枢都市圏連携事業

村山地域の市町の方から男女共同参画センターを利活用いただき、広く男女共同参画を推進します。

（5）男女共同参画センター運営委員会

年2回開催を予定しています。

公民連携によるまち、わたし、きらめく「Women's Campus山形」

○令和6年度事業内容

5月	女性活躍推進セミナー
6月 ～ 2月	<p>【新規参加者公募】 ワークショップ（計8回） テーマ：「企業内における女性活躍の推進」「若年女性の地元定着」などを予定（特徴的な取組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ビューティセッション ・ 取組先進企業（東京）での研修 ・ 市関係部署との意見交換

11月～1月	<p>Action Day 課題解決のためのアクションイベントを企画・実施</p>
1月	<p>活動発表会 活動報告・講評 講師：市長 ほか</p>

令和4年度・5年度からの継続参加者による活動

これまで取り組んできたテーマに沿って、課題を改めて整理し、解決に向けた企画を実施



- ・ 5月のセミナーから1月の活動発表会までの企画・運営への参加
- ・ ワークショップにおける補助講師（メンター）

2月 交流会

Women's Campus参加者と活動に興味のある市民等の交流会



○市の政策との結びつきを検討
 ○自主的な活動を支援

改正

平成14年12月25日条例第57号

山形市男女共同参画センター条例

題名改正〔平成14年条例57号〕

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画に関する各種の施策を展開する拠点施設の設置及び管理等について必要な事項を定め、もって男女がともにその能力を十分に発揮できる環境づくりを推進し、男女共同参画社会の形成に資することを目的とする。

一部改正〔平成14年条例57号〕

(設置、名称及び位置)

第2条 この市に前条の目的を達成するための施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山形市男女共同参画センター

位置 山形市城西町二丁目2番22号

一部改正〔平成14年条例57号〕

(事業)

第3条 山形市男女共同参画センター（以下「センター」という。）においては、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 講座及び研修会等の開催に関する事。
- (2) 使用者の自主的な学習活動への支援に関する事。
- (3) 個人及び団体間の交流の促進に関する事。
- (4) 情報の収集及び提供に関する事。
- (5) 各種の相談に関する事。
- (6) その他第1条の目的を達成するため市長が必要と認める事。

一部改正〔平成14年条例57号〕

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、使用を許可する際に、必要な条件を付することができる。

3 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用してはならない。

一部改正〔平成14年条例57号〕

(使用の制限)

第5条 市長は、センターを使用させることが不相当と認めるときは、使用を許可せず、又は使用を許可した後であっても許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

一部改正〔平成14年条例57号〕

(原状回復の義務)

第6条 使用者は、その使用が終わったとき、又は使用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第7条 使用者は、その使用により建物又は附属設備若しくは備付けの物品を損傷又は滅失させた場合において、前条の原状回復ができないときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(運営委員会)

第8条 センターの運営の円滑化を図るため、センターに山形市男女共同参画センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、知識経験を有する者及び各種団体の代表者等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 4 運営委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。
- 5 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

一部改正〔平成14年条例57号〕

(会議)

第9条 運営委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年2月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月25日条例第57号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の山形市女性センター条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項の規定により受けた女性センターの使用の許可(施行日以後の使用に係るものに限る。)は、改正後の第4条第1項の規定により受けたセンターの使用の許可とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第8条第2項の規定により委嘱された山形市女性センター運営委員会の委員である者は、施行日に、改正後の第8条第2項の規定により山形市男女共同参画センター運営委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

山形市男女共同参画センター運営委員会要項

(趣旨)

第1 この要項は、山形市男女共同参画センター条例（平成7年市条例第34号。以下「条例」という。）第8条の規定により設置された山形市男女共同参画センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2 運営委員会は、男女共同参画センター（以下「センター」という。）の運営に関する事項及び条例第3条に掲げる事項について審議するものとする。

(会議)

第3 運営委員会の会議（以下「会議」という。）を招集する必要がある場合において、委員長及び副委員長がともにないときは、市長が会議を招集し、あらかじめ市長が指名した委員がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができないものとする。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。

(書面による議事の決定)

第4 第3第3項の規定にかかわらず、委員長（第3第1項の規定に該当する場合にあっては、市長。以下この項において同じ。）は、次に掲げる事由に該当する場合には、会議における議決に代えて、委員長が書面により委員の意見を徴し、又は議事に対する可否を問い、それに対して委員が可否を表明する方法をもって議事を決定することができる。

(1) 緊急に議決を要する場合において、会議を招集する時間的余裕がないとき。

(2) 災害の発生、感染症のまん延等により、会議を開催することが合理的でないと認められる場合。

2 第3第3項の規定は、前項の規定により議事を決定する場合について準用する。この場合において、第3第3項中「出席委員」とあるのは「委員」と、「議長」とあるのは「委員長（第1項の規定に該当する場合にあっては、市長）」と読み替えるものとする。

(委任)

第5 この要項に定めるもののほか、運営委員会の運営について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年2月1日から施行する。